

静岡県告示第628号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年9月9日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
浜北袋井線	袋井市山科字豊田3564番の13から 袋井市堀越字深田711番の13まで	令和4年9月9日